

Title	憲法解釈における「憲法理論」の意義と役割
Author(s)	早瀬, 勝明
Citation	大阪大学, 2003, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/44103">https://hdl.handle.net/11094/44103</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	草瀬勝明
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第17491号
学位授与年月日	平成15年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	憲法解釈における「憲法理論」の意義と役割
論文審査委員	(主査) 教授 松井 茂記 (副査) 教授 中山 勲 助教授 松本 和彦

## 論文内容の要旨

### 1. 本稿の問題意識と目的

戦後憲法解釈論の反省から、憲法解釈の論理性、体系性や理論的整合性の必要性を説く見解が提示されている。しかしながら、なぜ憲法解釈は論理性・体系性や理論的整合性を必要とするのだろうか。本稿は、このような問題意識から、渡辺康行の「憲法理論」の提言に着目し、これを支持する立場から、「憲法理論」の意義と役割について考察を行おうとするものである。そして、この考察によって、憲法解釈の論理性あるいは理論性の必要性を改めて筆者なりに訴えることが、本稿の目的である。

### 2. 本稿の構成

本稿の構成は以下のとおり。

序章

第一章 「憲法理論」の意義

第二章 「憲法理論」の例 —憲法一三条解釈を参考に—

第三章 その他の「憲法理論」の例

終章

### 3. 本稿の概要

第一章では、「憲法理論」の意義を明らかにすることを目的とした一般的な考察を行った。ここで得られる結論は、「憲法理論」とは条文解釈の前提に存在する基本的な考え方を理論化したものであり、これを明示することは、主張—反論—再反論のプロセスを中核とする「議論」による正当化を目指す試みの一つである、というものである。

第二章では、「憲法理論」の例として、具体的にどのようなものが考えられるのかについて、憲法一三条解釈を例に考察を行った。ここでは、これまでに提出された一三条解釈論の中に、人権の基礎づけ論や司法の役割論または解釈方法論といった一般理論によって一三条解釈が支えられているものが存在することを示し、そのような理論に目を向けずに行われる議論は不合理なものとなる恐れがある、との見解を示した。

第三章では、第二章で見たもの以外にどのような「憲法理論」があり得るのか、という問いの下に、アメリカの数人の論者の憲法に関わる理論について考察を行った。ここでは、憲法解釈方法、憲法解釈が目指すべきあるいは達成すべき「客観性」、司法の役割、政治部門の役割、現実にアメリカの司法部門が果たしてきた役割、そして合衆国憲

法が掲げる理念、等について理論が存在することを見た。そして、これらの理論は、(アメリカの)裁判所による憲法解釈・適用という実践に向けられたものであり、その意味で憲法解釈を支える「憲法理論」の例として考えることが出来る、との見解を示した。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、憲法の解釈において憲法理論が果たす役割について論じたものであり、憲法理論の重要性に関するドイツの議論を受けて、日本国憲法第 13 条の幸福追求権から導かれる自己決定権の問題をめぐる憲法学説の対立を通して、前提とする憲法理論を明示し、そのうえで議論を行うことの必要性を主張する。さらに本論文は、アメリカにおける憲法理論の対立にも触れ、主要な学説の提唱する憲法理論を検討し、これらの憲法理論が日本の議論に対してもつ意味を検討している。法の解釈が、自然科学のように実験や検証によって解決のできないものである以上、その合理的議論のためには前提となる理論を明示することが必要だとする本論文の趣旨は、一つの考え方として高く評価できる。これまで憲法解釈において憲法理論が果たす役割について自覚的に取り上げて、その意義を検討したものはあまり見当たらないため、独創的な研究である。また、その内容も仔細な分析に裏付けられており、研究者として今後研究を続けていくに足る能力を示していると思われ、博士号授与に値すると認められる。